地域支援・医薬品供給対応体制加算に係る掲示

1. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従って、当院は後発医薬品の使用を積極的に取組んでいます。
後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・安全性に関する十分な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。
後発医薬品への変更について、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

2. 医薬品の供給不足時の対応について

当院では医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。しかし、一部の医薬品について十分な供給が難しい場合がございます。
当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

3. 処方変更時の対応について

医薬品の供給状況によって処方する薬剤が変更となる可能性がありますが、その際は患者さんにご説明いたします。
ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

社会医療法人 北斗
北斗病院